

<2009—2010年度>

第2回
キャビネット会議
提出案件



2009年11月6日（金）

AP西新宿 5階 会議室

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

第 2 回 キャビネット会 議 提 出 案 件

役職名 10R2Z ゴーン・チェアパーソン

L名 藤 村 貞 夫

案件 1、 中古メガネのリサイクル担当の委員会を決定してもらいたい。

(説明) 中古メガネのリサイクルは、恵まれない地域のメガネを必要としている人々への人道支援の国際プログラムであり、日本でも各地のクラブが参加活動している。

日本には、眠っている不要なメガネが沢山あり、メガネ店などで回収ボックスを設けると膨大な量の回収が可能であり、特に東京では、大メガネメーカーが存在するので、問い合わせも多い。現にキャビネット事務局には、国際本部のホームページを見てのメーカーなどからの問い合わせが日常的である。

現在は各クラブでの対応になっているが、今後、1クラブで対応するような量をはるかに超えると思われる。また、今後大きく伸びていくアクティビティになるので、その調整役、地区としての窓口をお願いしたい。

(今期の委員会構成でみると、福祉委員会と思われる。)

この新しいアクティビティ分野に於いても、国際理事を選出する330-Aがアジア地域での先進的な評価を受けられるよう希望するところであります。

ライオンズ 眼鏡リサイクル・プログラム

リサイクルボックスへ



郵送

↓

世界各地のライオンズ・リサイクルセンター



分類

↓



郵送

↓



現地での配布行列

ライオンズ眼鏡リサイクル・プログラム



発展途上国の人々に

↓

中古眼鏡によって新たな人生を！



ライオンズは中古眼鏡のリサイクルにより、世界中の児童や成人が視力を維持出来るよう支援しています。世界保健機関(WHO)の推定によれば、1億5,300万人の人々が未矯正の屈折異常(近視、遠視、乱視)に苦しんでいます。屈折異常は眼鏡によって簡単に矯正出来ますが、発展途上国では数百万人の人々が基本的な眼科医療を受けられずにいます。ライオンズは矯正眼鏡の緊急の必要性を認識し、眼鏡リサイクル・プログラムによって継続的にこの問題に取り組んでいます。

寄付された眼鏡により、数百万人の人々が初めて矯正視力を体験し、文字を読み、学校へ行き、職に就き、家族を養う力を得ます。ライオンズは毎年2,000万個余りの眼鏡を収集し、眼鏡リサイクルはライオンズクラブの最も一般的な活動の一つになっています。国際協会がこれを公式プログラムとしたのは1994年のことですが、ライオンズは80年余りにわたって眼鏡を収集し続けてきました。

ライオンズクラブは視覚障害者に対する奉仕活動で世界的に認知されています。この奉仕は、幼い頃に視力と聴力を失ったヘレン・ケラーが1925年のライオンズクラブ国際大会のスピーチで会員たちに「盲人のために暗闇と戦う十字軍の騎士」となるように呼び掛けた時から始まりました。ライオンズはヘレンの挑戦にこたえたのです。



HELEN KELLER

1931年、ライオンズクラブ国際協会の白杖使用を促進するプログラムにより、白杖は視覚障害者を認識し安全を促すための道具として知られるようになったのです。現在ライオンズクラブは世界中で、失明予防のために数々の視力関連の活動に取り組んでいます。

回収にご協力ください！

第 2 回 キャビネット会 議 提 出 案 件

役職名 政策・会則委員長
 L名 野 崎 武

案件 1 「審議決議事項」

地区ガバナー・第 1 及び第 2 副地区ガバナー選挙に関する規定改正（案）

改正案	現行
第一章	
第 4 条（選挙運動期間） 選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。	第 4 条（選挙運動期間） 選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。 <u>何人も選挙運動期間以外の日に選挙運動することができない。</u> （下線部分を削除）
第二章 立候補および責任者	
第 7 条（選挙責任者） 1. 立候補者は、 <u>立候補者の属するクラブ</u> 会員から選挙責任者 1 名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。 （下線部分を上記のとおり改正する）	第 7 条（選挙責任者） 1. 立候補者は、 <u>当地区</u> の会員から選挙責任者一名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
第三章 選挙運動	
第 8 条（選挙運動の禁止事項） 1. <u>選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。</u> 2. <u>立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。</u> 1. 選挙運動を、第 4 条の期間（ <u>選挙運動期間</u> ）以外にすること。 （下線部分を上記のとおり改正する）	第 8 条（選挙運動の禁止事項） <u>立候補者、選挙責任者および会員は選挙に関し次の行為をしてはならない。</u> （下線部分を削除） 1. 選挙運動を、第 4 条の期間以外にすること。

改正案	現行
1 2.現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。 1 4. その他、本規定に違反する行為を行うこと。	1 2. 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、<u>次期第1副地区ガバナー</u>、第2副地区ガバナー選出及びその選挙活動に関し、特定の候補者を推薦したり、又、立候補者と一緒に行動を共にしたり、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること<u>も禁ずる。但し、立候補者が行う、励ます会（ホテル等）についてはこの限りではない。</u> (下線部分を削除) 1 4. その他、本規定の<u>何れか</u>に違反する行為を行うこと。
第四章 違反行為に対する処置	第四章 違反処分
第10条（違反に対する基本姿勢） <u>本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。</u> (下線部分を上記のとおり改正する) 第11条（違反に対する処置） 1. 選挙管理委員会は、第4条、第8条及び第9条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。 2. 削除する	第10条（違反に対する処分） 1. 選挙管理委員会は、第4条、第8条及び第9条に<u>禁止事項</u>違反する行為をした立候補者と及びその選挙責任者に対して警告することができる。 (下線部分を削除) 2. 選挙管理委員会は、立候補者に対し、違反行為について弁明の機会を与えなければならない。

改正案	現行
2. <u>選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。</u> 3. <u>指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。</u> (下線部分を上記のとおり改正する)	3. <u>著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛そのなしたる行為を通知することができる。</u> 4. <u>選挙運動の禁止事項に抵触した場合、第8条に著しく抵触した場合は本来であれば罰則規定を定めるべき処であるが、ライオンズメンバーである以上ライオンズクラブの道徳綱領にのっとりライオンズの誓いのごとく互いに信じ合い規則を厳守することを願う。それでも守らない場合は、大会当日に於いて著しき行為のあった立候補者の氏名を代議員総会にて投票前に壇上でその違反行為を発表することもあり得る。</u>

地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。
- 4.

第三章 選挙運動

第8条（選挙運動の禁止事項）

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。

- (1) 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
- (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
- (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
- (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
- (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
- (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
- (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
- (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
- (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
- (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
- (12) 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
- (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第9条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第10条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道德綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第11条（違反に対する処置）

1. 選挙管理委員会は、第4条、第8条及び第9条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第 12 条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して 5 日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲載する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第 13 条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第 14 条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第 15 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 16 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 17 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 18 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 19 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 20 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 21 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 22 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第 1 条

1. この規定は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。
2. 平成 12 年 11 月 20 日一部改定。
3. 平成 13 年 11 月 16 日一部改定。
4. 平成 18 年 1 月 17 日一部改定。
5. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。
6. 平成 19 年 3 月 26 日一部改定。
7. 平成 20 年 11 月 18 日一部改定。
8. 平成 21 年 11 月 6 日一部改定。

第 2 条

この規定の改廃は、330-A 地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第 3 条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第 1 条

立候補者が 1 名のときは、規定第 12 条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。